

「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の内容（検討事項案）

平成21年10月26日
消費者庁企画課

第一 消費者安全の確保の意義に関する事項

- ・（背景事情として）近年における消費生活をめぐる情勢変化
- ・安全確保に関する国・地方公共団体の総合的な施策の重要性

第二 消費者安全の確保に関する施策に関する基本事項

一 消費生活相談等

（1）消費生活相談等の事務の推進

- ・現場に最も近い地方公共団体における的確な対応の重要性
- ・（そのために）都道府県と市町村との適切な連携
国及び国民生活センターの必要な援助

（2）消費生活センターの設置等

- ・消費生活センターの体制充実や強化に向けた地方公共団体の取組の必要性

二 消費者事故等に関する情報の集約等

- ・地方公共団体内における情報の収集に関する体制の整備（関係機関による協議会の設置等）
- ・消費者庁における消費者事故の原因究明や追跡調査等を行える体制の整備

三 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

（1）消費者への注意喚起

- ・一元的な情報発信
- ・わかりやすく効果的な情報公表
- ・（その際）機密情報の取扱いや風評被害へ配慮

（2）他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求

- ・消費者庁が行う際の根拠の提示

（3）事業者に対する勧告及び命令等

- ・すき間事案の確定に際しての関係行政機関との緊密な連絡調整
- ・すき間事案をなくすための制度的な手当ての推進

第三 他の法律の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施について

の関係行政機関との連携に関する基本的事項

- ・措置要求を行う際の関係行政機関との連携等

第四 消費者安全の確保に関する施策の効果の把握及びこれを基礎とする評価

に関する基本的事項

- ・ 政策評価における施策効果の定量的把握
- ・ 評価結果の施策への適切な反映

第五 その他の重要事項

一 緊急対策本部の設置等

- ・ 緊急時における省庁横断的な対策本部（本部長：内閣府特命担当大臣（消費者））の設置等

二 消費者の自立支援

- ・ 分野横断的な消費者教育の取組
- ・ 消費者が参加したリスクコミュニケーションの展開